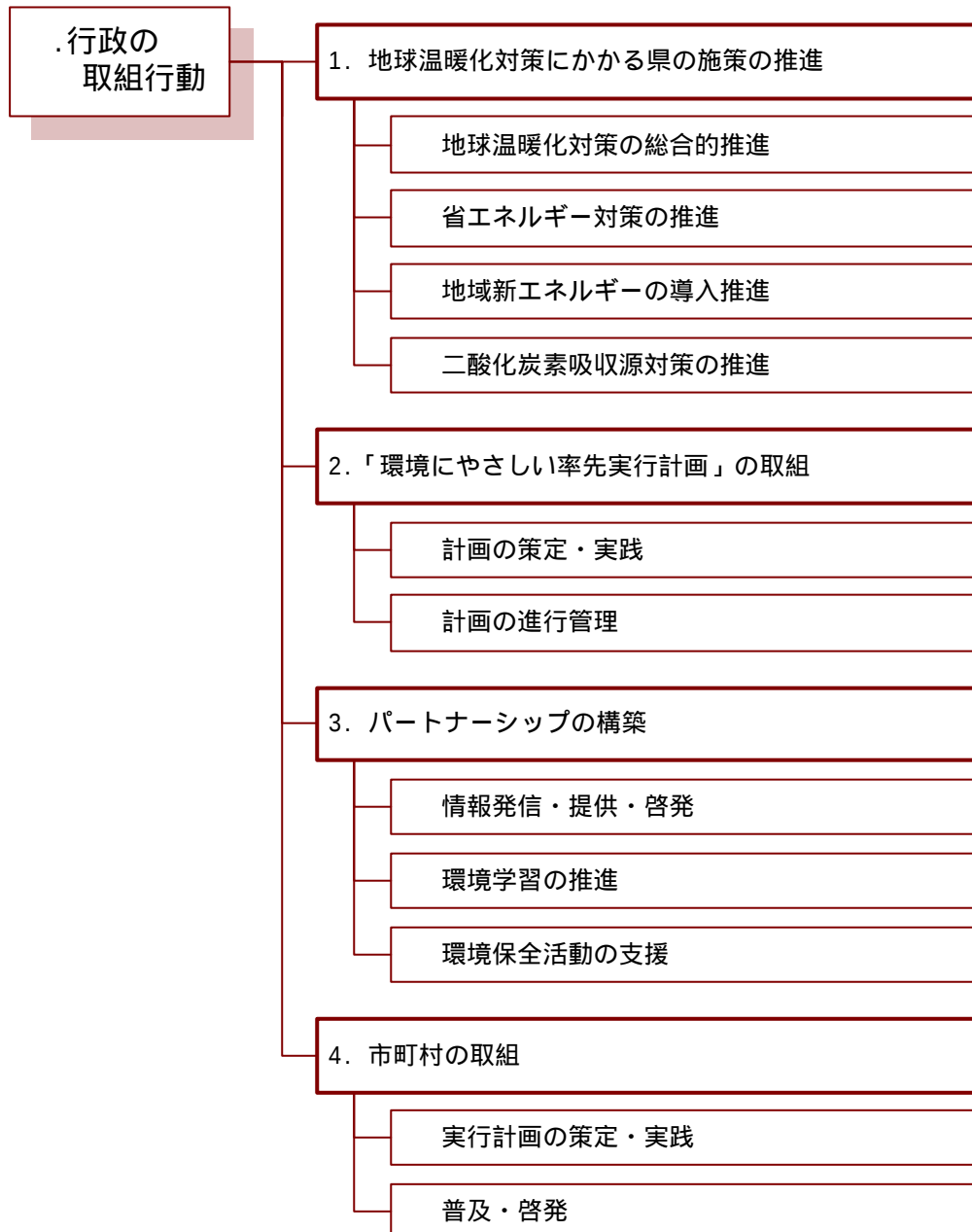




6-3. 行政の取組





- 1 地球温暖化対策にかかる県の施策の推進

地球温暖化対策の総合的推進

a. 地球温暖化対策推進計画の策定・推進

- 本計画の策定により、二酸化炭素等の排出抑制に向けた各主体別の取組方針を明らかにし、総合的な地球温暖化対策の推進を図ります。

b. 温室効果ガス排出抑制に関する取組の推進

- 市町村、事業者等が行う温室効果ガスの排出抑制計画の作成、実施を支援するとともに、県自らの排出抑制等に係る率先行動計画を策定し、計画の推進を図ります。
- 地球温暖化防止活動を促進するための支援体制を整備するとともに、地球温暖化防止活動推進員の養成などにより、県民に対する普及・啓発活動を実施します。

c. 島根県地球温暖化防止活動推進センター（仮称）の設置

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第 11 条では、地球温暖化対策の啓発や広報、温室効果ガスの排出量調査と情報提供を目的として、各都道府県に地球温暖化防止活動推進センターを指定することができることになっています。県では、本計画を円滑に推進する拠点として、「島根県地球温暖化防止活動推進センター」（仮称）及び「地球温暖化防止活動推進員」を設置・委嘱します。県は県民や事業者身近な公的セクターとして、この「島根県地球温暖化防止活動推進センター」（仮称）を活用し、地球温暖化対策やエネルギーに関する教育、民間団体の活動支援等を行うとともに、先駆的な取組の紹介や相談・対応等を実施します。



島根県環境基本計画について

近年、環境問題が複雑多様化し、より実行性のある総合的な対策が求められてきたことから、平成 9 年 10 月、「島根県環境基本条例」が制定され、環境の保全に関する基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務、環境保全施策の基本的事項などが明らかにされました。

「島根県環境基本計画」は、平成 11 年 2 月、島根県環境基本条例の基本理念を踏まえ、環境の保全に関する施策を長期的視点に立ち、総合的かつ計画的に推進していくために策定されました。



省エネルギー対策の推進

a. 省エネルギー型ライフスタイルの普及・啓発と県民運動の展開

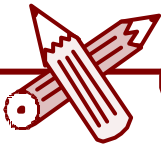
- エコドライブ運動、環境家計簿等の普及をはじめとする省資源・省エネルギー対策に係る啓発運動を推進し、県民一人一人の意識の高揚と実践活動の促進を図ります。

b. 低公害車等の普及促進

- 公用車に低公害車、低燃費車を積極的に導入するとともに、民間への普及促進を図ります。

c. 公共交通機関の利用促進等

- 公共交通機関の利用促進、交通流対策や物流対策の推進等により、効率的な交通システムの整備に努めます。



オムニバスタウン計画とは

「オムニバス（Omnibus）」とは、乗合バスの語源でももとは「何の御用にでも役立つ」という意味です。たまたま、フランスの乗合馬車の発着所の雑貨屋の看板に書かれていたことにちなんでいます。現代における、地域の足・まちづくり・環境問題等「多様な社会的課題の解決の御用に役立つ」という意義がこめられています。

松江市では、急速なモータリゼーションの進展に伴い、地元住民や観光客のマイカーへの依存度が高まり、スムーズな市街地交通が困難な状況となっています。また、そのために公共交通機関利用の減少、バス事業の経営悪化による利便性の低下等を招いています。

そこで、松江市では、自動車交通を抑制し、公共交通機関の利用を促進することにより、自動車事故を防止し、安全で円滑な都市交通環境を実現するため、平成 10 年度から「オムニバスタウン計画」が進められています。また、毎月 1 日と 20 日はノーマイカーデーを実施しています。

「オムニバスタウン計画」とは、大都市、地方中枢、中核都市において、一定の自動車利用の抑制とバス利便性の向上等のための関係施策を集中的に実施して、バスを中核に据えたモビリティ社会を形成することを目指す構想です。松江市では、ノンステップバスの増車やバスロケーションシステム導入などの事業が展開されています。

オムニバスタウン構想は、「人・まち・環境にやさしい」というバスの社会的意義を最大限に発揮したまちづくりに向けての市町村の取組みを促進し、自動車事故・渋滞・環境悪化等地域の自動車交通が抱える諸問題の解決を図ろうとするものです。

行政の取組



地域新エネルギーの導入推進

a. 自然エネルギーの利用の促進

- 「島根県地域新エネルギー導入促進計画」(平成11年3月、島根県)に基づき、実用段階にある太陽光や太陽熱等の自然エネルギー利用の促進を積極的に図るとともに、普及・啓発や情報の提供に努めます。また、風力発電等の自然エネルギーにおいても導入の可能性について検討を進めます。

b. 未利用エネルギーの利用の促進

- 一般廃棄物等のごみ固形燃料(RDF)化によるボイラーや発電施設等の燃料としての活用やコージェネレーションの普及及びバイオマスエネルギーの活用など未利用エネルギーの効率的利用について、施設規模、用途、地域の状況などを総合的に検討しながら、導入に努めます。



島根県地域新エネルギー導入促進計画の概要

2010年度における地域新エネルギーの導入目標量の目安として設定した数値が達成された場合には、地域新エネルギーの導入により得られるエネルギーを原油換算すると年間約144千KLとなり、地域新エネルギーが全く導入されていない状況を仮定して、これと比較すると二酸化炭素(炭素換算)の排出量は年間約19万6千t削減となります。

また、既に導入されているものを除き、今後導入される地域新エネルギーについて考えると、今後の導入が全く行われていない場合と比較すると、二酸化炭素の排出量は年間約8万7千t削減され、県民一人当たりでは年間0.11tの削減になります。これは、1995年度の県民一人当たりの二酸化炭素排出量約1.73tの約6.4%に相当します。

分野	種類	本県の目標	電力量 千kwh	原油換算 千KL
電力利用	太陽光発電	2,800kW	29,120	2.7
	風力発電	4,800kW	6,000	0.6
	廃棄物発電	10,000kW	65,000	6.0
	中小水力発電	129,600kW	51,655	48.0
	小計	172,400kW	616,675	57.3
熱利用	太陽熱利用	25,000KL	-	25.0
	バイオマスエネルギー	700KL	-	0.7
	小計	28,900KL	-	25.7
高効率利用等	コージェネレーション	92,000kW	(276,000)	25.7
	燃料電池	4,200kW	(12,600)	1.2
	クリーンエネルギー自動車	23,000台	-	33.7
	小計			60.6
	合計			143.6



二酸化炭素吸収源対策の推進

a. 森林の公益的機能の維持保全

- 森林の適正な保全と管理により、水源かん養や災害防止等の公益的機能の維持・保全に努めます。
- 新規林業就業者の確保と育成に努めます。

b. 県民参加の森づくり活動の推進

- 森林に対する理解を深め、県民自らの行動を喚起するため、森林と親しむ活動や森林を守り育てる活動の機会を創出するとともに、県民の自主的な参加による森づくりを推進します。

c. 緑の総合的対策の推進

- 県の都市計画区域全域を対象として、広域的観点から緑の配置等についての「広域緑地計画」を策定するとともに、各市町村での「緑の基本計画」の策定に対して支援を行い、緑化の推進を図ります。
- 都市内の河川、水路等の水辺空間と調和した公園緑地を整備し、水と緑のネットワークづくりを推進します。

d. 公共施設や工場、道路の緑化の推進

- 公共施設や道路については、潤いと安らぎのある生活空間の形成を図るため、積極的に緑化を推進するとともに、工業団地などの整備の際は、周囲の自然環境との調和に配慮した「緑の工業団地」の建設に努めます。

e. 国際環境協力の推進

- 地球温暖化、酸性雨、砂漠化などの地球環境問題の解決のため、国際環境協力を推進します。
- 友好提携関係にある中国寧夏回族自治区の砂漠地においては、両県区共同で友好の森を造成し、技術交流を促進するとともに、地球温暖化対策における国際協力のあり方についても検討します。



- 2 「環境にやさしい率先実行計画」の取組

計画の策定・実践

a. 「環境にやさしい率先実行計画」^{注1)}を策定し、実践する

- 「環境にやさしい率先実行計画」とは、県自らが消費者・事業者であり、地域における主要な経済活動の主体であるとの立場から、自らの事務・事業に関して温室効果ガス排出の抑制に関する様々な取組を策定し、県民・事業者に対し率先して実行するための計画です。県は率先実行計画を策定し、着実な推進に努めます。

注1) 平成 10 年 10 月に公布、平成 11 年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県及び市町村による「実行計画」の策定、点検、公表を義務付けています。(第 8 条第 1 項・2 項・3 項)。この法律を受けて、平成 11 年 4 月に閣議決定された「地球温暖化対策に関する基本方針」では、地方公共団体に対して、全国共通的な取組だけでなく、地域の実情に応じた、きめ細やかな地球温暖化防止に関する取組を推進することが期待されています。

計画の進行管理

a. 「環境にやさしい率先実行計画」の適切な進行管理を図る

- 率先実行計画の総合的かつ計画的な進行管理を図ります。進行管理の一環として、率先行動計画の実施状況を定期的にモニタリングし、達成状況の評価・点検・見直しを行います。また、実施結果は定期的に県民・事業者公表します。



島根県版温室効果ガス排出量の算定支援システムについて

● 県全体の温室効果ガス排出量の算定システム

島根県版温室効果ガス排出量算定支援システムは、計算する項目を選択すると、必要な統計書や資料などを指示します。そこで、該当する統計データを入力すると、3種の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素）排出量の目録を自動的に作成するシステムです。

データ入力画面

資料名	島根県統計書		
入力データ	県内の世帯数		
県内の世帯数	255,698	世帯	
資料名			
中国電力資料			
入力データ	従量電灯A電力の年間消費量と契約口数		
従量電灯A消費量	1,218,623,092	kwh	
契約口数	321,895	口	

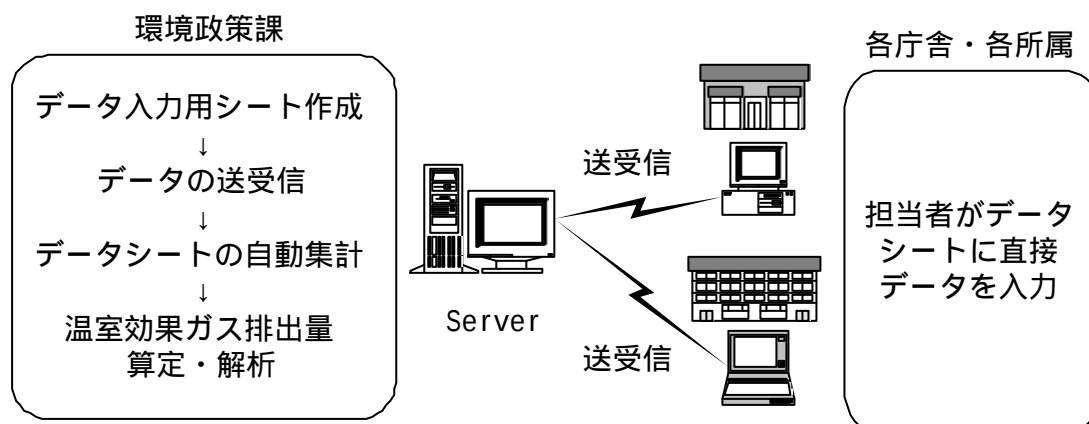
算定結果出力画面

1998年における目録の詳細分類			
温暖化ガスの排出と吸収の区分			
	CO ₂	CH ₄	N ₂ O
	対象範囲	対象範囲	対象範囲
	(Gg=10 ⁹ g)	(Mg=10 ⁶ g)	(Mg=10 ⁶ g)
合計		9,853.79	197.64
排出の合計	1,372.51		
吸収の合計	715.57		
1. エネルギー	1,356.60	130.56	159.87
1A. 燃料の燃焼	1,356.60	130.56	159.87
1A1. エネルギー産業部門	8.30	0.14	0.85
エネルギー転換事業者	8.30	0.14	0.85
ガス	0.06	0.0012	0.0008
電力	8.24	0.14	0.85
1A2. 製造業・建設業部門	397.81	11.86	27.56
鉱業	0.00	0.00	0.00
製造業	397.81	11.86	27.56

● 県自らの事務及び事業に関する温室ガスの排出量の算定システム

県自らの事務及び事業に関する温室ガスの排出量の算定システムは、県の各庁舎・各所属から収集したデータを集計し、温室効果ガス排出量を算定・解析するシステムです。

各庁舎・各所属の各担当者は、庁内 LAN を利用してデータを送受信します。庁内 LAN が未整備の庁舎・所属には、FD（フロッピーディスク）や紙の調査票を使用します。



注) パソコンがない部署には紙の調査票を配布します



環境にやさしい率先実行計画～県庁エコオフィスプラン～の概要

1. 計画の目的

平成 11 年 2 月に策定を行った「島根県環境基本計画」では、地球温暖化対策の推進として「二酸化炭素排出量を平成 15 年度に平成 10 年度レベルの 10%削減」を目標として掲げ、県民・事業者・行政が一体となって取組むこととしました。加えて平成 11 年 4 月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、各地方公共団体は同法第 8 条に基づく「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画」策定が義務づけられました。

こうした背景を踏まえ、県は「環境にやさしい率先実行計画」～県庁エコオフィスプラン～を定め、地球温暖化防止に向けて、県の具体的な取組を推進します。

2. 計画の適用機関、対象事務及び事業、期間

- 対象機関は、知事部局、企業局、議会事務局、教育庁、県立学校、警察本部、警察署、各委員会事務局とします（地方機関を含む）
- 対象は県が自ら行う事務及び事業とします
- 計画の期間は平成 11 年度から平成 15 年度までの 5 年間とします

3. 基本方針

- 環境負荷の低減に配慮した事務及び事業の執行
- 環境負荷の少ない財やサービスの積極的な選択
- 環境負荷の少ない廃棄処理の実行
- 環境負荷の低減や周辺環境に配慮した庁舎の建築・維持管理
- 職員に対する研修及び情報提供の推進

4. 実行目標

分野	実行目標	進行管理を行う所属
紙の使用	コピー用紙の使用量を平成10年度実績から10%以上削減します	各所属
	コピー用紙を、特殊なものを除き、すべて再生紙とし、古紙配合率100%、白色度70%程度のものを使用します	
	封筒の使用量を平成10年度実績から10%以上削減します	
	外注印刷物は原則として再生紙による発注とします	
	トイレットペーパーは、全て古紙配合率100%の製品を利用します	
水の使用	上水道の使用量を平成10年度実績から10%以上削減します	庁舎管理を行う所属
廃棄物の減量化及びリサイクルの推進	一般廃棄物のリサイクルに努めるとともに、排出量を平成10年度実績から10%以上削減します	
省エネルギー	電気の使用量を平成10年度実績から10%削減します	各所属
	重油の使用量を平成10年度実績から10%削減します	
	灯油の使用量を平成10年度実績から10%削減します	
	公用車によるガソリンの使用量を平成10年度実績から10%削減します 燃費を5%向上させます	
	公用車による軽油の使用量を平成10年度実績から10%削減します 燃費を5%向上させます	
低公害車の導入	公用車のうち、特殊な用途を除く公用車に占める低公害車の割合を10%とします	各所属
環境配慮型OA機器の購入	OA機器の更新の際は、環境配慮型の製品を調達します	



5. 地球温暖化対策について

1. 冷暖房に係るエネルギー消費量の削減

- (1) 設定温度の適正化を行い厳守します（冷房時 28℃、暖房時 18℃）
- (2) 冷暖房機器の稼働日数及び 1 日の平均使用時間を平成 10 年度実績から 5% 短縮します
- (3) カーテン・ブラインドなどの有効利用、更新の際の 2 重サッシ・ペアガラスなどの導入により断熱効果を高めます
- (4) エアコンのフィルターの掃除をこまめにします
- (5) 冷暖房機器の更新の際には、省エネ型を導入します

2. 照明に係る電気使用量の削減

- (1) 照明器具の更新等の際には、省エネ型器具の導入をすすめます
- (2) 利用していない部屋の照明は消灯します
- (3) 照明器具のホコリや汚れをこまめに掃除します
- (4) できるだけ自然光をとりいれて、省エネに努めます
- (5) 残業の際には、部屋の部分消灯を行います

3. OA 機器などに係る電気使用量の削減

- (1) 昼休みにはパソコンサーバー、FAX、防災端末など常時接続を要する機器を除く全ての OA 機器の電源を切ります
- (2) パソコンの購入の際は、消費電力の少ない液晶ディスプレイを選択します
- (3) 更新の際、プリンター・コピー・FAX は一体型など省エネ型を導入します
- (4) LAN の活用によりプリンターなどの周辺機器の共有化を図ります

4. 公用車に係るガソリン・軽油消費量の削減

- (1) 公用車を使用する際は、待機時にエンジンを停止するなど、アイドリング・ストップを実施するとともに、急発進、急加速をしないなど、省エネ運転に努めます
- (2) タイヤ空気圧の点検など、公用車の定期的な整備に努めます
- (3) 公用車更新の際、低燃費車・低公害車を調達することにより、平均燃費を平成 10 年度実績から 5% 向上します
- (4) 相乗りや公共交通機関の利用などにより公用車の走行距離を平成 10 年度実績から 5% 削減します

5. 廃棄物の削減

- (1) ごみの排出量を平成 10 年度実績から 10% 以上削減します
- (2) ごみの分別回収を徹底します
- (3) リサイクルを推進します

6. エレベーターに係るエネルギー消費量の削減

- (1) 夜間及び休日のエレベーターの間引き運転を行います
- (2) 上下 3 階程度の最寄り階へは、階段を利用します

7. 環境配慮型製品の購入によるエネルギー、資源の使用量の削減

- (1) 電化製品や文具の更新の際は、環境配慮型製品を調達します

8. その他の取組

- (1) 温水器の更新の際は、電気温水器や太陽熱温水器の設置など給湯システムの省エネ化を図ります



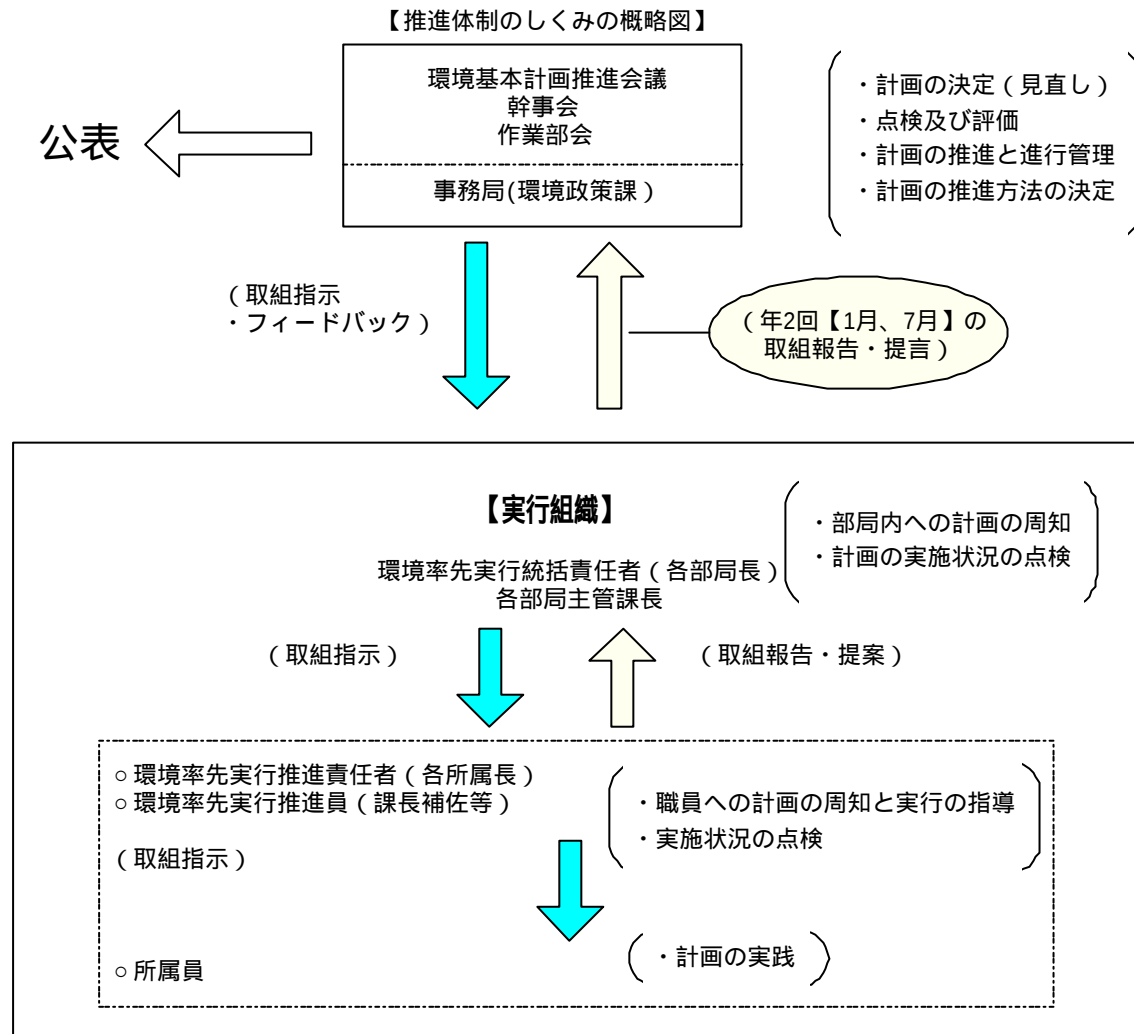
目標：二酸化炭素排出量を、平成 15 年度において平成 10 年度レベルから 10% 削減

行政の取組



6. 推進体制

本計画は、環境基本計画推進会議及び幹事会を中心として推進することとし、計画の
実行組織として、各部局長を環境率先実行統括責任者、各所属長を環境率先実行推進責
任者と位置づけ計画に取組ます。また、各所属内に環境率先実行推進員を置き、各所属
内での取組を推進します。



注1) 環境基本計画推進会議は会長を副知事、副会長を環境生活部長とし、委員を総務部長、企画振興部長、健康福祉部長、農林水産部長、商工労働部長、土木部長、出納局長、企業局長、県議会事務局長、教育長、警察本部長で編成されます。

注2) 環境基本計画推進会議幹事会は幹事長を環境生活部次長、副幹事長を環境生活部参事、環境政策課長、幹事を総務・企画調整・県民・景観自然・長寿社会・総務管理・商工企画・管理課長、出納局会計・企業局総務課長、県議会事務局総務課長、教育庁総務課長、警察本部警務課長で編成されます。



- 3 パートナーシップの構築

情報発信・提供・啓発

a. 地球温暖化対策に関する情報の発信を行う

- インターネットのホームページや小冊子・分かりやすいパンフレットの配布、新聞・CM など各種マスメディアの利用などにより、県民が自主的に省エネルギー生活を実践できるような取組事例や各種情報の提供を定期的に行います。事業者に関しても、先進的な取組をしている企業の紹介や新技術に関する情報の提供などを行います。

b. 啓発イベントを実施する

- 県民や事業者を対象に地球温暖化問題に関する理解と関心を深めてもらうために、地球環境問題や地球温暖化防止対策に関するセミナーやシンポジウムなど各種のイベントを実施します。

環境学習の推進

a. 環境学習を推進する

- 学校、家庭、地域などにおける環境教育・学習の推進について、その方向性を明らかにした指針を定めるとともに、学校教育においては、環境教育関連科目の設定や環境に関連する授業内容の導入、自然とふれあう機会を持つ特別野外活動の実施など、環境保全に対する意識の形成を図ります。
- 地球温暖化対策に関する講習会の開催などにより、県民の意識の向上を図ります。
- 県職員の研修制度を設けることにより、地球環境問題への認識を深め、環境保全技術に関する知識の向上に努めます。
- 事業所における従業員の環境保全に関する各種研修活動を支援します。
- 地球温暖化防止活動推進員など指導者の養成を図ります。



環境保全活動の支援

a. 県民による環境保全活動の支援をする

- 地域における県民主体の環境保全団体によるリサイクル活動など自主的な環境保全活動に対して、積極的な育成・支援を行います。

b. 事業者による地球温暖化対策の支援をする

- 事業所に地球温暖化対策に関する情報の提供をすると共に、事業者が自主的に実施する取組の支援を行います。



- 4 市町村の取組

地球温暖化対策の取組にあたっては、基本理念にもあるように県民一人ひとりの行動が重要です。地域における具体的な行動の実践や展開のため、市町村の取組が重要です。

実行計画の策定・実践

a. 実行計画を策定し、実践する

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 8 条に基づき、市町村自らの事務・事業に関する環境保全計画として実行計画を策定し、計画の着実な推進を図ります。

b. 実行計画の適切な進行管理を図る

- 実行計画の総合的かつ計画的な進行管理を図ります。実行計画の実施状況を定期的にモニタリングし、達成状況の評価及び見直しを行います。また、実施結果を市町村民・事業者に公表し、市町村民や事業者の意見を収集・活用します。

普及・啓発

a. 市町村民・事業者が行う活動の促進を図るため、情報提供などを行う

- 地域の温室効果ガス排出実態や地域独自のライフスタイルにおける省エネの工夫、先進的な事業所の取組事例など、地域の温暖化の現状や課題に関する情報を収集し、市町村民や事業者に分かりやすく情報を提供します。

b. 地球温暖化に関するセミナーや研修を行うなど環境教育を推進する

- 地球温暖化に関するセミナーや研修を行い、地域の地球温暖化防止対策の推進リーダーを育成します。